

鴨川市介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第41号

鴨川市介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する告示

鴨川市介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業者の指定等に関する要綱（平成28年鴨川市告示第31号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(指定の決定等)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の」を「法第115条の45の5第1項に規定する」に、「別記第2号様式」を「別記第1号様式」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第5条第1項中「鴨川市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者申請事項変更届出書（別記第3号様式）」を「介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「様式告示」という。）別紙様式第3号（1）」に改め、同条第2項中「鴨川市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者に係る事業の廃止・休止・再開届出書（別記第4号様式）」を「様式告示別紙様式第3号（3）」に改め、同条第3項中「鴨川市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者に係る事業の廃止・休止・再開届出書」を「様式告示別紙様式第3号（2）」に改める。

第6条の見出しを「(指定の更新の決定等)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の」を「法第115条の45の6第2項に規定する」に、「別記第6号様式」を「別記第2号様式」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第7条中「別記第7号様式」を「別記第3号様式」に改める。

別記第1号様式を削り、別記第2号様式を別記第1号様式とする。

別記第3号様式から別記第5号様式までを削り、別記第6号様式を別記第2号様式とし、別記第7号様式を別記第3号様式とする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。